建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制が施行されます

石綿障害予防規則等が改正され、建築物の解体時等の石綿暴露防止対策が強化されます。施 行は原則令和3年4月1日です。

計画的な準備をお願いいたします。

1 改正の概要・スケジュール

石綿	現行			改正後			
石綿レベル	定義	対策		定義	対策		
レベル1	石綿含有吹付け材	国 届 ※ 14 作業計画 気装 初回 掲示 作業	隔離ん・排置の点検	マ正なし ・	事前調査結果等の届出(一定規計画届(レベル2も対象に追加)※14	 事前調査 ※調査方 法明確化 資格者直 よる調査結果 の3年保存、 現場への 備付け 	負圧隔離 集じん・排 気初回更 検
レベル2	石綿含有保温 材、耐火被覆材、 断熱材	を	改		等の届出(一定規模以上※「が対象」	・作業計画 ・作業状況 等の写記録・ 3年保 ・掲選 ・掲選 ・表記で ・表記	作業開始 前時、中 前時 所 所 所 所 所 所 の の は 解 解 の の の の の の の の の の の の の の の
レベル3	スレート、Pタイ ル、けい酸カル シウム板 1 種等、 その他石綿含 有建材	特別教育健康診断	シュ 仕 ((((((((((((((((((1 - 1 TEAL - 1 - 1 - 1	家、電子届出システム)	着用 ・作業主任 者選任 ・特別教育 ・健康診断	隔離 ※負圧は 不要

- 1 解体部分の床面積が80m2以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事等
- 2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用):レベル1・2ほど飛散性はないが、他のレベル3より飛散性が高い

 凡例
 対策

 対策

令和2年10月施行 令和3年4月施行

<u>対策</u> 対策 令和4年4月施行 令和5年10月施行

2 新たな規制の概要

1 解体・改修工事開始前の調査関係(令和3年4月施行)

- 設計図書等の確認及び目視による確認の必須化
- 吹付け材については石綿が含有されているとみなして分析調査を不要とする
- 調査結果は3年保存。作業場への記録の写しの備付け義務化

2 解体・改修工事開始前の調査を行う者関係(令和5年10月施行)

【調査を行う者の要件】

- 事前調査
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第 1号。以下「登録規程」という。)に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含 有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。)
- ・上記の者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部)
- ○分析調査

から までに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、 修了考査に合格した者及びこれと同等以上の者 -

分析の意義及び関係法令

鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識 分析方法の原理と分析機器の取扱方法 計画的な受講を!

3 解体・改修工事開始前の届出関係

(計画届は令和3年4月、事前調査結果届出は令和4年4月施行)

- 計画届の対象を拡大(レベル1→レベル1+2)
- 一定規模以上の建築物等の解体・改修工事について、事前調査結果等の届出義務(新設) (電子届出システムでの届出)

4 負圧隔離を要する作業に関する措置関係(令和3年4月施行)

- 集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検義務化
- 作業中断時の負圧点検の義務化
- 隔離解除前の石綿除去完了確認の義務化

5 隔離を要する(負圧は不要)作業に関する措置関係

- <u>けい酸カルシウム板1種</u>を切断等する場合の隔離の義務化<u>(令和2年10月施行)</u>
- <u>仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の隔離の義務化</u>

6 その他の作業に関する措置関係(令和3年4月施行)

- 石綿含有成形品の切断等による除去の原則禁止
- 湿潤な状態にすることが困難な場合、 除じん性能を有する電動工具の使用等発散抑制措置の 努力義務化

7 作業の記録関係(令和3年4月施行)

- 事前調査結果概要及び作業実施状況の記録の概要を40年の保存対象に追加
- 湿潤な状態にすることが困難な場合、<u>除じん性能を有する電動工具</u>の使用等発散抑制措置の努力義務化

8 発注者による配慮(令和3年4月施行)

○ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務。

